

11 都市景観

(1) 県の景観施策

長野県では景観法に基づいて、地域の特性を活かした景観の保全・育成を図り、心豊かでうるおいのある暮らしを営むため、平成18年4月1日から長野県景観条例を施行しています。

県内では長野市・松本市・上田市・飯田市・諏訪市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市・飯山市・茅野市・佐久市・千曲市・安曇野市・下諏訪町・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・宮田村・**松川町**・高森町・小布施町・高山村・山ノ内町が景観行政団体となり、独自に条例を施行し、景観の保全・育成に取り組んでいます。(令和3年3月31日現在)

① 大規模行為に関する景観育成

景観に影響を及ぼす一定規模以上の建築物の新築・増改築、工作物の新設、土地の形質の変更などは、景観を阻害することのないように誘導を図ることが必要なことから、事前に届出を受け、長野県景観育成計画により必要に応じて景観への配慮を求めています。

② 景観育成重点地域の指定

信州の景観の骨格や顔となるような地域は、景観育成重点地域に指定し、比較的小規模な行為についても届出対象としてきめ細かな景観誘導を図っています。



高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域(飯山市)

③ 景観育成特定地区の指定

地域の特性に応じた景観の育成を特に推進すべき地域を、住民からの提案により県が指定し、比較的小規模な行為についても届出対象としてきめ細かな景観誘導を図ります。



景観育成住民協定地区(駒ヶ根市)

④ 景観育成住民協定(県独自制度)

住民が地域の景観を守り育てるため、建物の規模・色彩や生垣・植栽などについて一定のルールを定め、協定を締結した場合、条例に基づいて知事が認定しています。

⑤ 公共事業景観育成指針

道路、橋、文化ホールなどの公共事業・施設が地域景観に及ぼす影響が少なくないことから、公共事業景観育成指針を策定し、県の公共事業の実施に当たっては自らが景観に十分配慮することとしています。

また、国や他の地方公共団体についても事業の実施にあたっては、同指針に配慮するよう要請しています。

(2) 景観法について

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念、国等の責務、景観計画の策定、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等の措置について規定した景観に関する初の総合的な法律です。（平成 16 年 6 月 18 日公布、同年 12 月 17 日施行（景観地区に関する事務を除く。）平成 17 年 6 月 1 日全面施行）

○ 景観法の仕組み

基本理念「良好な景観は国民共通の資産」、国民・事業者・行政の責務の明確化



景観行政団体（※）による景観計画の策定

※県、中核市及び県との協議を経た市町村

